

公開日: 2020/08/06 (掲載号: No.380)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第35話】「泉佐野市ふるさと納税訴訟」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第35話】

「泉佐野市ふるさと納税訴訟」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「・・・やりましたね。」

そう言いながら、浅田調査官は嬉しそうに、[最高裁の判決文](#)を中尾統括官に見せる。

令和2年（行ヒ）第68号 不指定取消請求事件
令和2年6月30日 第三小法廷判決

「この判例は、[最高裁判所のホームページ](#)の新着情報から見つけたものですが・・・報道で発表された翌日に、もうインターネットで掲載されるなんて・・・早いですね。」
浅田調査官は、笑顔で言う。

中尾統括官は、浅田調査官から判決文を受け取って、ペラペラとめくる。

「これって・・・泉佐野市の事件だったか？」

中尾統括官は、浅田調査官の顔を見る。

「ええ・・・高裁では、泉佐野市は負けているのですが、最高裁で逆転しました。」

浅田調査官の声は、弾んでいる。

「たしかあれば・・・総務省が通知を発して・・・返礼品について、換金性の高いものや高額な又は返礼割合の高いものの送付を行わないように自治体に求めただけで・・・泉佐野市はそれに従わなかった・・・という事件だったな。」

中尾統括官は、判決文を見ながら言う。

「ええ、そうです。」

浅田調査官は頷く。

「その後、平成31年3月に地方税法の改正が行われ、返礼品は寄附金の30%以下であることや地場産品であることの規定が設けられたのです。」

浅田調査官は、判決文の内容をスラスラと述べる。

「・・・地方税法37条の2第2項（市町村民税：同法314条の7第2項）は、指定の基準のうち寄附金募集の適正な実施に係る基準の策定を総務大臣に委ねているが・・・この委任に基づいて、募集適正基準の1つとして[本件告示](#)2条3号が定められている・・・そして、この告示の内容が不指定理由の1つになっています・・・」

浅田調査官は、判決文から該当の箇所を示す。

平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品を提供することにより寄附金の募集を行い、著しく多額の寄附金を受領しており、本件告示2条3号に該当しないこと。

（下線：筆者）

「この告示は、改正法の施行前の一定期間において同号に定める寄附金の募集及び受領をした地方団体について、一律に指定の基準に満たさないこととするものなのです。」

中尾統括官は、黙って、浅田調査官の説明を聞いている。

「すなわち・・・本件改正前における募集実績自体を理由に、指定対象期間において寄附金の募集を適正に行う見込みがあるか否かにかかわらず、指定を受けられないこととしているのです・・・」

「・・・しかし、泉佐野市は、ふるさと納税について露骨なキャンペーンを行っていたのだろう・・・」

中尾統括官は、判決文を読んでいた顔を上げる。

「ええ、泉佐野市は次のようなキャンペーンを、平成30年11月1日以降も次々に行っていました。」

浅田調査官は、判決文の中からキャンペーンの状況を紹介する。

◆平成30年12月・同31年2月～3月

→100億円還付キャンペーン

アマゾンギフト券交付（寄附金の3～20%相当）

◆平成31年4月2日～令和元年5月31日

→300億円限定キャンペーン

泉佐野史上、最大で最後の大キャンペーン

返礼品+アマゾンギフト券交付（寄附金の10～40%）

「しかし・・・これは、少しやり過ぎだなあ・・・」

中尾統括官は、眉をひそめる。

「そうです・・・ただし法律論としては、この告示の適法性について、地方税法37条の2第2項の委任の範囲を逸脱したものでないということが必要なのですが、条文の文理解釈、委任の趣旨そして本件法律改正の作成の経緯等に鑑みると、最高裁は、次のように違法なものとして無効であると判示しています。」

そう言うと、浅田調査官は、判決文の中の下線をしている部分を読む。

本件告示2条3号の規定のうち、本件改正規定の施行前における寄附金の募集及び受領について定める部分は、地方税法37条の2第2項及び314条の7第2項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

(傍点：筆者)

「そうか・・・告示では、法律施行前の寄附金の募集及び受領を指定の対象とする判断基準にしており、また、法律にもそれを許すと規定していないことから、委任の範囲を逸脱していると判断している。」

中尾統括官は、浅田調査官の説明に頷く。

「それに、このような告示は、実質的に総務大臣による技術的な助言（地方自治法245条の4第1項）に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いを定める側面があるとしている・・・地方自治法247条3項は、国の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関が行った助言等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと規定しているのだから・・・」

浅田調査官は、ポケット六法を片手に説明する。

「・・・ところで浅田君は、この最高裁の判決について、大賛成ということか？」

中尾統括官が尋ねる。

「もちろんですよ。法律が施行される前の状況を考慮して、新しい制度の適用の有無の判断をすること自体、おかしいと思いますよ。」

浅田調査官は、自信たっぷりに、答える。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』は、不定期の掲載となります。」

連載目次

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』